

標識の掲示

酒類小売業者は、酒類の小売販売場ごとに、公衆の見やすい場所に、酒類販売管理者の氏名や酒類販売管理研修の受講事績等を記載した標識を掲げなければなりません。

販売場に掲げる「標識」のイメージ

酒類販売管理者標識	
販売場の名称及び所在地	国税酒店 千代田区霞が関3-1-1
酒類販売管理者の氏名	国税 太郎
酒類販売管理研修受講年月日	令和5年4月1日
次回研修の受講期限	令和8年3月31日
研修実施団体名	霞が関小売酒販組合

○標識の様式例については、国税庁のホームページからダウンロードすることができます。
<https://www.nta.go.jp/taxes/sake/hambai/mokuji.htm>
[ホーム / 税の情報・手続・用紙 / お酒に関する情報 / 酒類の販売管理]

酒類の自動販売機における表示

酒類の自動販売機に対する表示については、「20歳未満の者の飲酒は法律で禁じられている」旨、免許者の氏名又は名称、酒類販売管理者の氏名、並びに連絡先の所在地、電話番号及び「午後11時から翌日午前5時まで販売を停止している」旨を表示しなければなりません。

酒類の自動販売機における表示例

20歳未満の者の飲酒は法律で禁止されています

免許者の氏名又は名称 株式会社 国税酒店
酒類販売管理者の氏名 国税太郎
連絡先の所在地及び 東京都千代田区霞が関3-1-1
電話番号 03-3581-XXXX

午後11時から翌日午前5時までは販売を停止しています